

規制シート(様式)

180195900240001

平成29年11月27日

規制の名称	特定工場の新設届出、変更届出等	所管府省	経済産業省
根拠法令等	工場立地法(昭和34年法律第24号)、工場立地法施行令、工場立地法施行規則、工場立地に関する準則	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	経済産業政策局地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課長 實國 慎一
規制目的	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場敷地に占める生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の割合等、工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行い、もって国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業等に係る工場又は事業場のうち、敷地面積9000㎡以上又は建築物の建築面積3000㎡以上のものは、工場等の新增設をしようとする場合、当該工場の設置場所を管轄する市町村長への届出が必要。 ・届出を受けた市町村長は、届出の内容が準則に適合しない場合は、必要な事項についての勧告、変更命令を行うことが出来る。 	関連する予算	
規制の最近の改廃経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び関連事務を、都道府県から町村へ移譲。(平成28年法改正) ・太陽光発電施設を届出の対象から除外(平成24年政省令改正) 	関連する政策評価結果	
規制を維持、改革又は新設する理由	本規制は、工場立地が工場周辺の生活環境と調和を保ちながら行われるようにするために設けられたものであり、工場立地に当たって周辺の環境保全を図ることは引き続き重要であることから、必要な規制である。 なお、工場立地法では、地方分権の動きを踏まえ、市町村に届出事務などの権限を移譲しているところ。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項			
次の見直し時期			